平成23年5月2日 東 京 都

杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 設 置 要 綱

第1条 設置目的

東京都は、これまで、外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の2)について、「現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備」、「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」、「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」の3つの考え方を提示してきた。

平成20年3月には、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、 地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都 市計画に関する方針をとりまとめていくこととした。

この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は杉並区や国土交通省の協力を得て、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)を設置する。

第2条 構成

- ①地上部街路に関する話し合いの会は、地域住民、地上部街路沿線町会·商店会等、PI 委員、杉並区、国土交通省、東京都で構成する。
- ②それぞれの構成は以下の人数の範囲内とする。

(1)地域住民(公募)	10人
(2)地上部街路沿線町会·商店会等	9人
(3)PI委員	3人
(4)杉並区	2人
(5)国土交通省	2人
(6)東京都	2人

③上記のほか、司会者を置く。

第3条 事務局

- ①事務局は、東京都が担当する。
- ②事務局には、東京都職員以外から専門的知識を有する者を置くことができる。
- ③司会者は、構成員以外から事務局が選定する。

第4条 位置づけ

- ①地上部街路の計画に関する意思決定の場とはしない。
- ②話し合いは、原則公開とする。ただし、出席している構成員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。

第5条 その他

- ①本会とは別に、構成員以外の地域住民から意見を聴くための手段を講じるものとする。
- ②この設置要綱に定めるもののほか、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。
- ③地域住民の公募方法は、募集要項で定める。